

防府市自治基本条例 委員提出意見等

●＝条文に関する意見等

○＝運用状況等に関する意見等

章		見出し	条 項	条文	意見
前文				<p>瀬戸内海と「母なる川」佐波川、大平山や県下最大の防府平野など、豊かな自然に恵まれたこの地は、古くは周防の国府が置かれるとともに、良港を擁し、交通の要衝でもありました。また、あまたの人材を輩出し、歴史の上でもしばしば重要な舞台として登場します。このように、多彩な文化が生まれ育ち、製塩をはじめ我が国の経済発展の一翼を担った産業を育んできたまち、それが私たちの暮らす防府市です。</p> <p>今を生きる私たち防府市民は、先達から受け継いだ「すばらしい防府」を誇りとし、守り、育て、次の世代に引き継いでいく使命があります。</p> <p>そのためには、市民等が、自らの責任において参画するとともに、市民等、市議会そして行政が、英知を結集し、協働してまちづくりに取り組むことが必要です。</p> <p>ここに、市民等、市議会そして行政の役割と責務を明確にし、自治の基本的なルールを明らかにするため、この条例を制定します。</p>	<p>●『「母なる川」佐波川』があるなら『「父なる山」右田ヶ岳』を追加することを検討してはどうか。 (⇒「佐波川清流保全条例」に“母なる川”の記載)</p>
第1章	総則	目的	第1条	この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにし、市民等、市議会及び市長等の役割と責務を明確にするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、自治の確立を図ることを目的とします。	
		位置付け	第2条	この条例は、本市における自治の最高規範であり、他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとします。	
		定義	第3条	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>一 市民 市内に住所を有する人をいいます。</p> <p>二 市民等 市民、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内で事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。</p> <p>三 市長等 市長その他の執行機関をいいます。</p> <p>四 参画 政策の形成、実施及び評価の各過程に自主的にかかわることをいいます。</p> <p>五 協働 市民等、市議会及び市長等が、それぞれの役割と責務を自覚するとともに、互いを尊重し、協力して取り組むことをいいます。</p>	
第2章	自治の基本理念及び基本原則	基本理念	第4条	<p>本市における自治の基本理念は、次に掲げるとおりとします。</p> <p>一 自治の主体は市民であり、市議会及び市長等は、基本的人権の尊重の下に、市民の信託にこたえ、自治を推進するものとします。</p> <p>二 市民等、市議会及び市長等は、地域の歴史及び文化的な特性を尊重したまちづくりを行うものとします。</p> <p>三 市議会及び市長等は、自主的かつ自立的に市政運営を行うものとします。</p>	
		基本原則	第5条	<p>本市における自治の基本原則は、次に掲げるとおりとします。</p> <p>一 市政は、二元代表制の下、参画と協働を図りながら行われるものとします。</p> <p>二 市民等、市議会及び市長等は、市政に関する情報を共有するものとします。</p>	
第3章	市民及び市民等	市民等の権利	第6条	<p>市民の権利及び市民等の権利は、次に掲げるとおりとします。</p> <p>一 市民は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に定めるところにより、市民の代表を選ぶ権利、条例の制定又は改廃等の直接請求を行う権利その他の権利を有します。</p> <p>二 市民等は、市政に関する情報を知る権利及び参画する権利を有するものとします。</p> <p>三 市民等は、適正な行政サービスを受ける権利を有するものとします。</p>	

章		見出し	条 項	条文	意見
		市民等の責務	第7条	市民の責務及び市民等の責務は、次に掲げるとおりとします。 一 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、参画するよう努めるものとします。 二 市民等は、参画し、協働するときは、自らの発言と行動に責任をもつものとします。 三 市民等は、法令等の定めるところにより、行政サービスに要する費用を税、使用料、手数料等により負担するものとします。	
第4章	市議会	市議会の役割と責務	第8条	1 市議会は、選挙によって選ばれた議員によって構成される意思決定機関であるとともに、市民の信託にこたえるため、行政運営を監視し、けん制する機能を果たさなければなりません。	
				2 市議会は、議会の活性化に努めるとともに、政策提言及び政策立案の機能の強化を図るため、調査活動、立法活動等を積極的に行わなければなりません。	
				3 市議会は、開かれた議会運営を行うため、情報提供及び情報公開を積極的に推進しなければなりません。	
				4 市議会は、市民等に対し議会の役割と責務を明確にするため、自らの基本とする条例を制定します。	
		市議会議員の責務	第9条	市議会議員は、市民の信託に対する自らの責任を果たすため、誠実に職務を遂行しなければなりません。	
第5章	執行機関	市長の役割と責務	第10条	1 市長は、市の代表者として、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、公正かつ誠実に行政運営に当たらなければなりません。	○異業種と一緒に研修に、職員が参加しやすい環境づくりをしてほしい。 ○外部の研修やセミナーに参加し、積極的に外を見ることで職員が自分を磨く機会を多くしてほしい。 ○研修後の評価や実績について、接遇研修の成果が市民と接する機会の少ない部署ではあまり活かされていないと感じる。 ○インターネットなどを通じて情報は簡単に入手できるが、職員が現地(先進地)に行き行って学ぶことは非常に大切だと思う。
				2 市長は、市の職員の能力向上を図らなければなりません。	
		執行機関の役割と責務	第11条	市長を除く執行機関は、その権限に属する事務を自らの判断と責任において、公正かつ誠実に執行しなければなりません。	
		市の職員の責務	第12条	1 市の職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を執行しなければなりません。	
				2 市の職員は、自己啓発並びに職務に必要な知識の習得及び技能の向上に努めなければなりません。	
		第6章	総合計画	総合計画	
2 総合計画は、市民等の参画の下にその案を策定するものとします。					
3 市長等は、総合計画に基づき、総合的かつ計画的な行政運営に努めなければなりません。					
4 市長等は、各政策分野における個別計画を策定するに当たっては、総合計画との整合性を図るものとします。					
第7章	行政運営	市長等の組織	第14条	市長等は、その組織が市民等にわかりやすく、効率的かつ機能的なものとなるよう、また、社会経済情勢の変化に的確に対応するよう、常に見直しに努めなければなりません。	
		情報の提供及び公開	第15条	1 市長等は、その保有する情報を積極的に公表し、提供しなければなりません。	
				2 市長等は、市民等の知る権利を保障するため、その保有する情報について、情報公開制度を設けます。	
			3 情報公開について必要な事項は、別に条例で定めます。		

章		見出し	条 項	条文	意見	
		個人情報の保護	第16条	1	市長等は、個人の権利や利益が侵害されることのないよう、その保有する個人情報の保護を適正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障しなければなりません。	
				2	個人情報の保護について必要な事項は、別に条例で定めます。	
		説明責任と応答責任	第17条	1	市長等は、政策の形成、実施及び評価の各過程において、その経過、内容等を市民等にわかりやすく説明する責任を果たさなければなりません。	○出前講座には、思ったようなメニューがないことも多いので、メニューの充実を図ってほしい。
				2	市長等は、行政に関する意見、要望、提案等に対して、迅速かつ誠実に応答しなければなりません。	○今はインターネットで提言を出すこともできるが、提言箱の設置場所が市民にとって出しやすい場所にあるのかどうか気になる。 (⇒市役所設置の提言箱は毎日、公民館等については1週間に1回、投函確認をする必要があるため、設置場所にある程度制限がある。)
		行政評価	第18条	1	市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果をわかりやすく公表しなければなりません。	
				2	市長等は、行政評価の結果を政策等に速やかに反映させるよう努めなければなりません。	
		行政手続	第19条	1	市長等は、市民等の権利や利益の保護に資するため、行政手続に関し共通する事項を定め、行政運営における公正性の確保と透明性の向上を図らなければなりません。	
				2	行政手続について必要な事項は、別に条例で定めます。	
		法令遵守	第20条		市長等は、行政運営に当たっては、法令等を遵守するとともに、法令等遵守のための体制を整備するよう努めなければなりません。	○不当要求等の事例は少ないかもしれないが、他市や他県の事例を参考に研修を行うなど、油断せず継続して取り組んでいくことが大切だと思う。
		公益通報	第21条	1	市の職員は、市政の運営において市民等の信頼を損なう違法又は不当な事実があることを知ったときは、公益の損失を防止するため、速やかにその事実を通報しなければなりません。	
2	公益通報を行った市の職員は、その公益通報を行ったことを理由に不利益な扱いを受けないことを保障されます。					
政策法務	第22条		市長等は、市民ニーズや地域の課題に対応するため、法令を自主的かつ適正に解釈し、運用するとともに、条例及び規則の整備に努めるなど、政策法務を推進するものとします。	●(個別の)条例や規程について、社会情勢に合っていないものもあるように思う。そういったものの見直しについても、自治基本条例の中に規定してはいかかが。		
危機管理	第23条		市長等は、災害等の不測の事態から市民等の生命、身体及び財産又は生活の平穏を守るとともに、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の整備に努めなければなりません。	○災害弱者である女性や子どもを救済するための方策として、女性リーダーや世話役の育成が大切だと思う。 ○各自治会から女性防災士を出してくださいというように、女性防災士をつくるということに力を入れてはいかかが。各自治会から女性防災士を出すような思い切った制度作りをされてはどうかと思う。		
第8章	財政	財政運営	第24条	1	市長は、中長期的な財政計画を策定するとともに、財源を効率的かつ効果的に活用し、健全な財政運営に努めなければなりません。	
				2	市長等は、その所管する財産の適正な管理及び効率的な活用に努めなければなりません。	
		財政状況の公表	第25条	1	市長は、市民等にわかりやすい財政状況に関する資料を作成し、公表しなければなりません。	
				2	財政状況の公表について必要な事項は、別に条例で定めます。	
第9章	参画及び協働の推進	参画の推進	第26条	1	市長等は、市民等の参画について、その制度を充実させるとともに、市民等が参画しやすい環境を整備しなければなりません。	
				2	参画の推進について必要な事項は、別に条例で定めます。	

章		見出し	条	項	条文	意見		
		意見聴取	第27条	1	市長等は、特に重要な条例の制定又は改廃及び特に重要な計画の策定又は改廃をしようとするときは、広く市民等の意見を求め、市民等から提示された意見を十分に考慮するとともに、その意見に対する市長等の考え方を公表しなければなりません。			
				2	意見聴取の手続その他必要な事項は、別に条例で定めます。			
		審議会等の運営	第28条	1	市長等は、審議会、審査会等(以下「審議会等」といいます。)の委員を選任するときは、委員構成における中立性の保持に留意するとともに、原則として、その一部を市民から公募するものとします。	●団体代表は固定化しているように感じるので、公募委員との差をつけずに、審議会等の機能が十分に発揮できるような委員構成とするための規定を自治基本条例の中に記載することで、より具体的になり、審議会等の役割が発揮できるのではないかと。 ○審議会等の公募委員について、応募者数や選任委員数、報酬額等について統一的な基準で公表し、情報提供することで公募委員への応募者数が増加するのではないかと。		
				2	審議会等の会議は、原則として、公開するとともに、その会議録を公表するものとします。			
				3	審議会等の委員の公募その他必要な事項は、別に条例で定めます。			
		住民投票	第29条	1	市長は、市政の運営上の重要事項について、住民投票の実施の請求があったとき、又は自ら住民投票の実施を発議したときは、住民投票を実施しなければなりません。	○住民投票条例施行後、住民投票は実施されておらず、また、常設型の住民投票条例でありながら予算確保において議会が関与することになるため、整合性を含め、実施方法について庁内で協議してほしい。		
				2	住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。			
		協働の推進	第30条	1	市民等、市議会及び市長等は、相互理解と信頼関係の下で協働してまちづくりに取り組みます。	●これからは、地域コミュニティセンターを育成するために行政が取り組むということを経験の中で「地域コミュニティセンターを育成」あるいは「(地域コミュニティセンターを)強化」ということをうたうことを考えて良いのではないかと。第30条2項はそのままが良いが、加えて「地域コミュニティセンター」について規定してはどうか。(新しい時代の参画協働のあり方として、市の財政に余裕があれば別個に地域交流センターを作るのがベストではあるが、それが難しい場合についても様々な視点で検討してほしい。) ○参画協働についての市民意識は上がってきているものの、まだまだ十分に認知されているとは言えない。大変なことではあるが、意見を言えば取り入れられるという取り組みを進めていくことで、市民の意識を高めていくことが出来ると思うので、そういった取り組みについて検討してほしいと感じている。		
				2	市長等は、地域コミュニティ及び市民活動団体のそれぞれの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するよう努めるものとします。	○新たな地域コミュニティを構築し、自治会や社会福祉協議会などの垣根を越えて活動を推進していかなければならない。		
				3	協働の推進について必要な事項は、別に条例で定めます。			
		第10章	その他	国、山口県他との連携	第31条	1	市議会及び市長等は、国及び山口県と対等な関係の下で、協力と連携に努めるとともに、政策及び制度の改善等に関する提案を積極的に行うよう努めるものとします。	
						2	市議会及び市長等は、共通する課題若しくは広域的な課題の解決又は行政サービスの向上を図るため、他の自治体と相互に連携し、協力するよう努めるものとします。	
		条例の見直し	第32条		市長は、この条例の施行後四年を超えない期間ごとに、市民の参画の下、この条例の見直しについて検討し、必要な措置を講じるものとします。			
附則					この条例は、平成二十二年四月一日から施行します。			

新規条文・その他運用状況等に関する意見等

●表彰に関する規定がない。(表彰)条例を定めているところがあるが、防府市は規則のみであり、規則は議会をとおらない。(表彰条例の規定または個別条例が必要ではないか。)
●「自治体の基本権」を前文に入れる等、法律の専門家から見ても高い評価をいただけるような条例になるよう、十分な検討、協議をしてほしい。
○地域の課題を解決するために活動する団体や地域が、10年前と比べると増えてきているのではないかと思います。それに対してきりがけとなるようなルールにしておかなければいけないと感じています。
○行政評価調書の、地域コミュニティ活動の推進については多難な状況に見える。「地域コミュニティ＝自治会」と受け取れるような表現で市民満足度を出すより、「新たな地域コミュニティ組織構築地域数が0地域」ということをしっかりと見ていかないといけないと思うので、この項目については行政評価がやや甘いように見えた。
○これからのまちづくりは今の子ども達が担っていくことになる。新たな地域コミュニティを構築し、自治会や社会福祉協議会などの垣根を越えてやっていかないといけないというのは、自治基本条例の考え方の根本でもあると思う。
○女性が活躍しようと思えば、男性のサポートが不可欠だと思うので、お互いを尊重した取組が出来るようなものにしてほしい。
○男女共同参画とは女性だけでなく老若男女一人ひとりが生きやすい社会にすることであり、自治基本条例を通してこのような理解を進めていくことが自治基本条例の基本的な考え方だと思う。
○核家族が増え、働きながら子どもを産んで育ててという社会の中で、組織的な子育て支援の取組が進んでいくとよいと思う。
○市民活動団体のほうもしっかり学んだり、考えたりしていかないといけないが、行政のほうも恐れずに手を握ってくださるような人がたくさん生まれてくるような、そういう人材育成が進んでいけば良いと思う。
○公民館について、他市では地域交流センターというものに置き換わっているところもありますが、公民館には学ばなければいけないこと、要求課題を学ぶ拠点という、社会教育の拠点としての意味づけもある。そういう意味で、防府市にまだ公民館があることは良いことだと思う。
○(検証を行う際に)何をしたかというだけでは、あまり意味がないので、取り組んだ内容に対して、市としてどのような成果があったか、効果があったかというところまで触れていただきたい。(次回検証時)
○行政経営改革として公共施設マネジメントを行なっておられますが、これは第24条2項の取組みになるのではないかと。総務課財産管理室だけではなく、全庁的には他にも取組みがあるのではないかと。(次回検証時)
○庁内で各種文書が出された際に、自治基本条例の条文に関連する内容であった場合には、その他の条文等と併記して、自治基本条例の条文を記載することで職員へ更なる周知を図りたい。(事務局)

6月議会 一般質問(自治基本条例に対する提言)

●地方自治法改正により基本構想策定の義務付けがなくなったので、基本構想と基本計画の策定を条例で義務付けることが必要ではないか。
●「法令遵守」、「公益通報」に関して、自治基本条例の下に、個別条例の制定を検討すべきではないか。
●自治基本条例に「倫理」の条文を追加し、市長の政治倫理、職員の公務員倫理に関する個別の条例の制定を検討すべきではないか。